

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年5月23日現在

| 福島県         |   | 出荷制限   | 攝取制限                   |
|-------------|---|--|------------------------|
| 原乳          |   | 1市5町2村 <sup>※1</sup>   | —                      |
| 野菜類         | 非結球性葉菜類<br>(ホウレンソウ、コマツナ等)                   |  | —                      |
|             | 結球性葉菜類<br>(キャベツ等)                           | 1市4町2村 <sup>※2</sup>   | 1市4町2村 <sup>※2</sup>   |
|             | アブラナ科の花葉類<br>(ブロッコリー、カリフラワー等)               |  | —                      |
|             | カブ  |  | —                      |
|             | 原木シイタケ(露地栽培)                                | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)  | 飯館村                    |
|             | 原木シイタケ(施設栽培)                                | 川俣町  | —                      |
|             | 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |  | —                      |
|             | 原木ナメコ(露地栽培)                                 | 相馬市、いわき市   | —                      |
|             | キノコ類<br>(野生のものに限る。)                         | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村<br>西会津町(ナメコを除く。) | 南相馬市<br>いわき市<br>棚倉町    |
|             | 会津美里町(ムギを除く。)                               |  | —                      |
| 穀類          | タケノコ  | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、大栄村、西郷村、川内村、葛尾村  | —                      |
|             | ワサビ<br>(畑において栽培されたものに限る。)                   | 伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る。)  | —                      |
|             | ウド(野生のものに限る。)                               | 須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村   | —                      |
|             | クサソテツ(こごみ)                                  | 福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村   | —                      |
|             | クサソテツ(こごみ)<br>(野生のものに限る。)                   | 南相馬市、会津美里町   | —                      |
|             | コシアブラ                                       | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村                           | —                      |
|             | コシアブラ(野生のものに限る。)                            | 西会津町、只見町   | —                      |
|             | ゼンマイ  | 二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村  | —                      |
|             | ゼンマイ(野生のものに限る。)                             | 広野町、大玉村  | —                      |
|             | ウワバミソウ(野生のものに限る。)                           | 須賀川市、国見町   | —                      |
| 水産物         | タラノメ(野生のものに限る。)                             | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鶴川村、川内村、葛尾村  | —                      |
|             | フキ(野生のものに限る。)                               | 桑折町、楢葉町、天栄村  | —                      |
|             | フキノトウ(野生のものに限る。)                            | 福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村   | —                      |
|             | ワラビ   | 伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鶴川村、葛尾村  | —                      |
|             | ワラビ(野生のものに限る。)                              | 福島市、二本松市、喜多方市、広野町  | —                      |
|             | ウメ  | 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹崖峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字竹木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大字原和田城の区域に限る。)  | —                      |
|             | ユズ  | 福島市、南相馬市   | —                      |
|             | クリ  | 伊達市、南相馬市   | —                      |
|             | キウイフルーツ                                     | 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹崖峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字竹木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大字原和田城の区域に限る。)  | —                      |
| 肉           | 米(平成23年産)                                   | 福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧氷川村の区域に限る。)、伊達市(旧堀木村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)  | —                      |
|             | 米(平成24年産)                                   | ※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)  | —                      |
|             | 米(平成25年産)                                   | ※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)  | —                      |
|             | 米(平成26年産)                                   | ※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)  | —                      |
|             | 米(平成27年産)                                   | ※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)  | —                      |
|             | 米(平成28年産)                                   | ※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)  | —                      |
|             | 米(平成29年産)                                   | ※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)  | —                      |
| ヤマメ(養殖を除く。) | ヤマメ(養殖を除く。)                                 | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)ただし、酸川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)   | 新田川<br>(支流を含む。)        |
|             | ウグイ   | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)ただし、酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)  | —                      |
|             | ウナギ   | 福島県内の阿武隈川(支流を含む。)  | —                      |
|             | アユ(養殖を除く。)                                  | 真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)   | —                      |
|             | イワナ(養殖を除く。)                                 | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)   | —                      |
|             | コイ(養殖を除く。)                                  | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿武隈川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)  | —                      |
|             | フナ(養殖を除く。)                                  | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿武隈川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)  | —                      |
| 水産物         | 水産物11種 <sup>※9</sup>                        | 最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   | —                      |
|             | 牛の肉 <sup>※10</sup>                          | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。  | —                      |
|             | イノシシの肉                                      | 全域   | 6市10町4村 <sup>※11</sup> |
|             | カルガモの肉                                      | 全域   | —                      |
|             | キジの肉  | 全域   | —                      |
| 肉           | クマの肉  | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村  | —                      |
|             | ノウサギの肉                                      | 全域   | —                      |
|             | ヤマドリの肉                                      | 全域   | —                      |

※1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る)、川俣町(山木屋の区域に限る)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る)、飯舘村

\*2 南相馬市・平成24年3月30日付け指針により設置された帰還困難区域に限る。)、大船町・平成25年3月7日付け指針により設置された帰還困難区域に限る。)、屋上町・平成25年3月7日付け指針により設置された帰還困難区域に限る。)及び川崎村(平成24年6月15日付け指針により設置された帰還困難区域に限る。)

※福島県庁野町、櫻町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）田村市（郡町）、船引町横道、船引町中山字小塙及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国

有林福島林管署管轄 251林班<sup>ト</sup>・252林班<sup>ト</sup>、253林班<sup>ト</sup>の一部。258林班から270林班まで303林班まとめて一区の区域のうち福島第一原子力発電所に跨る範囲を除く。<sup>ト</sup>南相馬市(福島第一原子力発電所から半径2キロメートル)園内に区域。福島第一原子力発電所から半径2キロメートル以上30キロメートル園内に区域。うち原町高倉字木麻森、原町区高倉字五台山、原町区馬場字横

内に限る。」に属る、旧掛田町は、雪山町や山川町に「二郎」と、旧挂田村と保原村所沢市「明夫内田、久保田村、常磐町、河原町、東狭西町、西瀬田及び東狭に限る。」に属る。安来町は、梁川町大隈、笠原町、清水町、水泽町、松平町、郷原町、千ヶ丘町、矢上町、栗原町新井及び栗原町細谷に限る。」旧石坂村は、上保原村、久山村、小手川村及大野富野村「大野八幡に限る。」の区域に限る。」二本松市は、荒川町、波川町及び米沢市に限る。

（旧大字）小浜町、旧坂井村、旧丹波山村、旧石井村、新般村、旧田村（岩井村）及び旧田村本（東和町）の区域に限る。）、本宮市（白堀川村、及び旧宮本町の区域に限る。）、折原町（旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。）、国見町（旧大字戸坂及び旧坂村の区域に限る。）、郡山市（旧高久山町の区域に限る。）、須坂市（旧坂町の区域に限る。）、いわき市（旧山田町の区域に限る。）、川俣町（旧坂坂町の区域に限る。）、三春町（旧沢尻町の区域に限る。）、大玉町（旧玉井村の区域に限る。）

\*4 福島県福島市(旧福島市、旧小国町、旧立子村、旧松川町、旧水原村、旧川崎村及び旧平田村の区域に限る)、郡山市(旧富久山町の区域に限る)、いわき市(旧山田村の区域に限る)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る)、相馬市(旧玉野村の区域に限る)、二本松市(旧大河内町の区域に限る)、白河市(旧行方町の区域に限る)、郡山市(旧行方町の区域に限る)、石川町(旧行方町の区域に限る)、猪苗代町(旧行方町の区域に限る)、大河内町(旧行方町の区域に限る)。

(旧)荒川区の区域に限る)、田村市(都路町・船引町・船引町中山字山房、常葉町山畠並びに市内有林福島林管署を251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで及び301林班から303林班までの部の区域に限る)、南相馬市(小原区、原町区(字行原の区域に限る)、茅塙(五台山字、字横川)及び美和町(字森の区域に限る)、宰(宰原の区域に限る)、小浜(字荒井の区域に限る))。

沢を除く区域に限る。」下江木・小畠、堀谷・米沢、小木曾、鶴谷、大妻（寺田・庄屋、寺合・庄屋、寺田・庄屋、寺合・庄屋）字義森等の音韻前段の区域に限る。」高・字田舎、北川原、宇佐根理、宇原、宇治部、宇部内、宇喜多勤、字業綱、字御福、字中平、字大久保前、字花木内及び字高林の区域に限る。」及び大井（宇和田城）の区域に限る。また並に「市内有林地森林面積2043林班から2078林班まで、2018年林班から2120林班まで及び2130林班を除く区域に限る。

に限る)、伊豆市(旧坂本村、旧川尻村、旧富成村、旧掛田村、旧小国村及川内村に限る)、川俣町(山木屋並びに町内有林福島森林管理署161林班地及び167林班の区域に限る)、大玉村(旧玉井村の区域に限る)、広野町、裕栄町、川内村及び飯舘村(荒井並びに村内有林森林管理署2304林班及び2310林班地及び2312林班地等を除く区域に限る)。

\*5 福島県南相馬市平成24年3月10日付交付申請により設定された地主制限区域及び避難指揮解除準備区域に限る。)、川俣町:平成25年8月7日付け指付により設定された地主制限区域に限る。)、猪苗代町:平成25年3月7日付け指付により設定された地主制限区域に限る。)、磐梯町:平成25年3月7日付け指付により設定された地主制限区域に限る。)、西吾妻町:平成25年1月18日付け指付により設定された地主制限区域に限る。)、耶麻郡平成25年5月15日付け指付により設定された地主制限区域に限る。)、耶麻郡平成24年6月15日付け指付により設定された地主制限区域に限る。)、安比高原町:平成25年3月10日付け指付により設定された地主制限区域に限る。)

避難区域を除く、区域に限る。)、大熊町 平成24年1月30日付け指示により設定された被災困難区域を除く、区域に限る。)、大和町 平成25年5月6日付け指示により設定された被災困難区域を除く、区域に限る。)、浪江町 平成25年3月1日付け指示により設定された被災困難区域を除く、区域に限る。)、庵原村 平成24年3月30日付け指示により設定された被災困難区域を除く、区域に限る。)及び北川村 平成24年3月15日付け指示により設定された被災困難区域を除く、区域に限る。)

\*6 福島県南相馬市は、2011年4月30日付け指示により設定された避難居住区域に、及び避難指揮解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年9月7日付け指示により設定された避難居住区域に、及び避難指揮解除準備区域に限る。)、猪俣町(富岡町(平成25年9月7日付け指示により設定された避難居住区域に、及び避難指揮解除準備区域に限る。)、原町(荒川町(平成24年4月7日付け指示により設定された避難居住区域に、及び避難指揮解除準備区域に限る。)、川原町(平成24年4月7日付け指示により設定された避難居住区域に、及び避難指揮解除準備区域に限る。)、中田町(平成24年4月7日付け指示により設定された避難居住区域に、及び避難指揮解除準備区域に限る。)、原町(荒川町(平成24年4月7日付け指示により設定された避難居住区域に、及び避難指揮解除準備区域に限る。)、川原町(平成24年4月7日付け指示により設定された避難居住区域に、及び避難指揮解除準備区域に限る。)、中田町(平成24年4月7日付け指示により設定された避難居住区域に、及び避難指揮解除準備区域に限る。))。

された施設運営区域を限る。」大熊町(平成24年11月30日付)指しにより設定された施設運営区域を除く区域に限る。」、双葉町(平成25年5月7日付)指しにより設定された施設運営区域を除く区域に限る。」、川内村(平成24年3月30日付)指しにより設定された施設運営区域を除く区域に限る。」及び飯能町(平成25年5月15日付)指しにより設定された施設運営区域を除く区域に限る。」

\*7 福島県南相馬市は、令和元年3月30日付け指針により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に属する。

定された帰還困難区域を除く区域（波止川、大船町）平成24年11月30日付にて指示により定められた帰還困難区域を除く区域（波止川、横浜市）平成25年3月15日付にて指示により定められた帰還困難区域を除く区域（横浜市）川内村（平成26年6月15日付にて指示により定められた避難指揮官指定区域に限る）、尼崎村（平成25年3月15日付にて指示により定められた避難指揮官指定区域に限る）及び飯岡村（平成24年6月15日付にて指示により定められた避難指揮官指定区域に限る）

\*8 『高岡市南相馬地区被災者生活再建支援会議』平成24年3月30日付にて、被災地に設立された被災者居住区域及び避難指揮・監視準備区域に限る。、川俣町：平成25年3月7日付指示により設立された被災者居住区域及び避難指揮・監視準備区域に限る。、高岡町：平成25年3月7日付指示により設立された被災者居住区域及び避難指揮・監視準備区域に限る。、佐渡島町：平成25年3月7日付指示により設立された被災者居住区域及び避難指揮・監視準備区域に限る。、阿賀野町：平成25年3月7日付指示により設立された被災者居住区域及び避難指揮・監視準備区域に限る。、潟下町：平成25年3月7日付指示により設立された被災者居住区域及び避難指揮・監視準備区域に限る。

送迎区域を区画に限る。」(大川町平成24年11月30日付け指示により改定された)2つは、横浜市立川町(現・川内村)が、改定された「避難区域を区画に限る。」(横浜市立川町平成25年3月7日付け指示により改定された)2つは、横浜市立川町(現・川内村)が、改定された「避難区域を区画に限る。」(横浜市立川町平成24年6月15日付け指示により改定された)2つは、横浜市立川町(現・川内村)が、改定された「避難区域を区画に限る。」及び川村館(現・川内村)が、改定された「避難区域を区画に限る。」

選手 ウスヌバール、ウミタクナ、カサゴ、キツネノハ、クロダイ、サクラマス、シロギスル、スズキ、スマギイ、ムラサメ、ヒラメ

\*10 畜産課において飼養されている牛について、県外への移動(12ヶ月前未満の牛のものを除く)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年5月23日現在

| 青森県 |                 | 出荷制限   |
|-----|-----------------|--|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。)  |
| 岩手県 |                 | 出荷制限   |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培)    | 平泉町<br>大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
|     | 原木クリタケ(露地栽培)    | 一関市、奥州市  |
|     | 原木ナメコ(露地栽培)     | 大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市   |
|     | キノコ類(野生のものに限る。) | 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町  |
|     | タケノコ            | 一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市  |
|     | コシアブラ           | 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町  |
|     | ゼンマイ            | 一関市、奥州市、住田町  |
|     | セリ(野生のものに限る。)   | 奥州市  |
|     | ワラビ(野生のものに限る。)  | 一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町  |
|     | クロダイ            | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域                     |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。)     | 砂鉄川(支流を含む。)  |
| 肉   | 牛の肉*            | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。  |
|     | シカの肉            | 全域   |
|     | クマの肉            | 全域   |
|     | ヤマドリの肉          | 全域   |

| 宮城県 |                 | 出荷制限  |
|-----|-----------------|---|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培)    | 石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、丸森町、富谷町、色麻町<br>仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、川崎町、大和町、大衡村、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)  |
|     | キノコ類(野生のものに限る。) | 仙台市、栗原市、大崎市、村田町   |
|     | タケノコ            | 栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)  |
|     | クサソテツ(こごみ)      | 気仙沼市、栗原市  |
|     | コシアブラ           | 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町  |
|     | ゼンマイ            | 気仙沼市、大崎市、丸森町  |
|     | タラノメ(野生のものに限る。) | 気仙沼市、栗原市、大崎市  |
|     | クロダイ            | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域  |
|     | イワナ(養殖を除く。)     | 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに遼川4号堰堤の上流を除く。) |
|     | アユ(養殖を除く。)      | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雄子尾川の金栄橋より上流水域を除く。)  |
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。)     | 白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)   |
|     | ウグイ             | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)  |
|     | 牛の肉*            | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。   |
|     | イノシシの肉          | 全域  |
| 肉   | クマの肉            | 全域  |

| 山形県 |      | 出荷制限                                 |
|-----|------|--------------------------------------|
| 肉   | クマの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。 |

| 茨城県 |                  | 出荷制限  |
|-----|------------------|---|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培)     | 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町                 |
|     | 原木シイタケ(施設栽培)     | 土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)                        |
|     | タケノコ             | 茨城町   |
|     | コシアブラ(野生のものに限る。) | 北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、大洗町、利根町                                      |
|     | アメリカナマズ(養殖を除く。)  | 日立市、常陸太田市、常陸大宮市   |
|     | ウナギ              | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川                                  |
|     | イノシシの肉           | 茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。) |
|     | クマの肉             | 全域  |
|     | 牛の肉*             | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。                                     |
|     | ヤマメ(養殖を除く。)      | 霞ヶ浦(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)   |
| 水産物 | ウナギ              | 霞ヶ浦(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)   |
|     | イノシシの肉           | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。                                |
| 肉   | クマの肉             | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。                                  |

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年5月23日現在

| 栃木県 |                       | 出荷制限  |
|-----|-----------------------|---|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培)          | 足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町<br>宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
|     | 原木シイタケ(施設栽培)          | 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)   |
|     | 原木クリタケ(露地栽培)          | 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町  |
|     | 原木ナメコ(露地栽培)           | 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町   |
|     | キノコ類(野生のものに限る。)       | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町   |
|     | タケノコ                  | 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町  |
|     | クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大田原市、那須塩原市、那須町  |
|     | コシアブラ(野生のものに限る。)      | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町  |
|     | サンショウ(野生のものに限る。)      | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市   |
|     | ゼンマイ(野生のものに限る。)       | 鹿沼市、日光市、那須町   |
|     | タラノメ(野生のものに限る。)       | 宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町  |
|     | ワラビ(野生のものに限る。)        | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市   |
|     | クリ                    | 那須町   |
| 肉   | 牛の肉*                  | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。   |
|     | イノシシの肉                | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。  |
|     | シカの肉                  | 全域  |
| 群馬県 |                       | 出荷制限  |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。)       | 沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村   |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。)           | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)   |
|     | ヤマメ(養殖を除く。)           | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)  |
| 肉   | イノシシの肉                | 全域  |
|     | ケマの肉                  | 全域  |
|     | シカの肉                  | 全域  |
|     | ヤマドリの肉                | 全域  |
| 埼玉県 |                       | 出荷制限  |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。)       | 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町   |
| 千葉県 |                       | 出荷制限  |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培)          | 流山市、八千代市、我孫子市、白井市<br>千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)  |
|     | 原木シイタケ(施設栽培)          | 君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)   |
|     | ギンブナ                  | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)   |
| 水産物 | コイ                    | 手賀沼   |
|     | ウナギ                   | 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)   |
| 肉   | イノシシの肉                | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。  |
| 新潟県 |                       | 出荷制限  |
| 肉   | クマの肉                  | 全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)   |
| 山梨県 |                       | 出荷制限  |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。)       | 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村  |
| 長野県 |                       | 出荷制限  |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。)       | 軽井沢町、御代田町<br>小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)   |
|     | コシアブラ                 | 長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村   |
|     |                       |   |
| 静岡県 |                       | 出荷制限  |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。)       | 富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町   |

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成29年5月23日現在

| 福島県                        | 出荷制限  |
|----------------------------|---|
| クサンツツ(ごみ)                  | H22.5.1~: 福島市、桑折町<br>H24.5.1~: 福島市、伊達市、南相馬市、三春町<br>H24.5.2~: 川内町<br>H24.5.7~: 田村市、古川町<br>H24.5.10~: 二本松市、大玉村<br>H24.5.20~: 豊山町<br>H25.5.14~: 露店町、喜多方村<br>H27.5.19~: 広野町   |
| クサンツツ(ごみ)<br>(野生のものに限る。)   | H28.4.24~: 会津若松市<br>H27.4.30~: 南相馬市   |
| コシアブラ                      | H24.5.1~: 福島市、二本松市<br>H24.5.7~: 豊山町、白河市、喜多方市、会津若松市、猪苗代町、猪俣町<br>H24.5.10~: 伊達市、鹽谷町、大原町、猪俣町、下郷町、大玉村、西郷村、飯川村<br>H24.5.14~: 露店町、いわき市、川内町、石川町、天栄村<br>H24.5.17~: 猪折町、猪苗代町<br>H25.5.7~: 猪俣町、北郷町<br>H25.5.14~: 喜多方村<br>H25.5.16~: 伊達市、南相馬市、古川町、南会津町、新地町、喜多方<br>H25.5.20~: 三島町、川内村<br>H25.5.22~: 遠川町、喜多方<br>H25.5.26~: 二本松市、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村<br>H25.5.29~: 三春町<br>H25.5.31~: 会津若松市、猪石町<br>H25.6.10~: 金山町<br>H25.6.15~: 露店町  |
| コシアブラ<br>(野生のものに限る。)       | H28.4.28~: 西会津町<br>H28.5.6~: 只見町  |
| ゼンマイ                       | H24.5.2~: いわき市、二本松市<br>H24.5.10~: 福島市<br>H24.5.24~: 川内町<br>H25.5.1~: 南相馬市   |
| ゼンマイ<br>(野生のものに限る。)        | H28.5.14~: 広野町、大玉村  |
| ウワミソウ<br>(野生のものに限る。)       | H25.5.24~: 会津若松市、猪苗町  |
| 野<br>ウ<br>カ<br>ラ<br>ノ<br>メ | H24.5.1~: いわき市、猪苗町、伊達市、桑折町<br>H24.5.3~: 猪苗町、喜多方市<br>H24.5.7~: 豊山町、白河市、猪俣町、新地町<br>H24.5.10~: 大玉村、西郷村<br>H24.5.14~: 田村市<br>H25.5.2~: 南相馬市   |
| フキ                         | H27.5.3~: 喜多方村、喜多方  |
| フキ(野生のものに限る。)              | H28.5.16~: 猪苗町、猪苗町  |
| フキ/トウ<br>(野生のものに限る。)       | H24.4.4~: 猪苗町、川内町、喜多方市、猪苗町、喜多方、庄内町<br>H24.4.10~: 伊達市、猪俣町、喜多方<br>H25.4.11~: 猪苗町、喜多方<br>H27.4.20~: 南相馬市<br>H28.4.26~: 二本松市<br>H28.5.1~: 会津若松市<br>H28.5.10~: 田村市<br>H28.5.14~: 喜多方、猪苗町、喜多方<br>H28.5.16~: 二本松市、古川町、喜多方<br>H28.5.20~: 川内村<br>H28.5.26~: 二本松市、喜多方市<br>H28.5.3~: 猪石町<br>H28.5.10~: 田村市<br>H28.5.14~: 猪苗町<br>H27.5.3~: 喜多方村<br>H28.5.16~: 猪苗町、猪苗町   |
| ワラビ                        | H24.5.17~H25.10.21解除: 喜多方市(被爆されるワラビとは出荷制限の対象から除く。)<br>H24.5.17~H25.5.24解除: 猪苗町(被爆されるワラビは出荷制限の対象から除く。)<br>H25.4.25~: 南相馬市<br>H25.5.1~: 喜多方村<br>H25.5.10~: 二本松市<br>H25.5.14~: 伊達市<br>H25.5.17~H25.10.21解除: 喜多方市(被爆されるワラビとは出荷制限の対象から除く。)<br>H25.5.17~H25.5.24解除: 猪苗町(被爆されるワラビは出荷制限の対象から除く。)  |
| ワラビ<br>(野生のものに限る。)         | H25.5.14~: 二本松市<br>H25.5.16~: 庄内町<br>H25.6.7~H25.10.21解除: 猪苗町、伊達市、喜多方<br>H25.6.14~H25.10.21解除: 猪苗町(猪苗町第一原水力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区高倉字五合<br>馬場字横川、原町区馬場字栗原、原町区片吉字津浦及び原町区大字宇和田の区域を除く。)<br>H24.6.6~H25.10.21解除: 国見町<br>H23.6.6~H24.7.11解除: 相馬市   |
| ユズ                         | H23.4.29~: 福島市、南相馬市   |
| クリ                         | H24.1.10~H27.1.29解除: いわき市<br>H23.3.21~H23.3.17解除: 喜多方<br>H23.10.14~H23.11.1解除: 伊達市  |
| キウイフルーツ                    | H23.3.20~: 伊達市、南相馬市<br>H24.9.26~H27.12.3解除: 二本松市<br>H24.10.2~H26.11.17解除: いわき市<br>H23.12.9~H26.11.17解除: 相馬市   |
| 小豆                         | H25.1.4~H25.3.13~解除: 福島市(旧大里村の区域に限る。)、南相馬市(旧石井村の区域に限る。)<br>H24.11.15~H25.11.7~解除: 南相馬市(旧神村の区域に限る。)<br>H24.12.25~H26.3.13~解除: 福島市(旧長沼村の区域に限る。)<br>H25.1.4~H26.3.9~解除: 莺山町(旧高野村の区域に限る。)<br>H25.1.4~H25.5.9~解除: 二本松市(旧小野村及び旧川内村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)<br>H25.1.4~H25.5.9~解除: 伊達市(旧塙本村及び旧富野村の区域に限る。)<br>H25.2.18~H25.7.10~解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。)<br>H25.3.5~H25.7.10~解除: 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。)<br>H25.3.25~H25.7.10~解除: 福島市(旧庭塙村の区域に限る。)<br>H25.1.4~H25.5.17~解除: 伊達市(旧塙本村及び旧富野村の区域に限る。)<br>H25.1.4~H25.7.10~解除: 福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)<br>H25.1.4~H25.11.7~解除: 本宮市(旧和木沢村・白沢村)の区域に限る。)<br>H25.12.18~H26.6.23~解除: 南相馬市(旧大田村の区域に限る。)<br>H26.12.17~H27.6.23~解除: 本宮市(旧白岩村に限る。)<br>H26.12.17~H28.3.25解除: 大玉村(旧大山村に限る。) |
| 大豆                         | H28.1.17~: 福島市(原町区野村の区域に限る。)<br>H28.1.29~: 伊達市(原町区野村及び原町区吹屋の区域に限る。)<br>H25.12.25~: 猪苗町(原町区吹屋の区域に限る。)<br>H23.12.25~: 二本松市(原町区吹屋の区域に限る。)<br>H23.12.25~: 伊達市(原町区吹屋及び原町区盛岡村の区域に限る。)<br>H25.1.14~H25.4.14~解除: 伊達市(原町区吹屋及び原町区盛岡村の区域に限る。)  |
| 穀類<br>米<br>(平成23年度)        | H24.1.14~H24.4.14~解除: 伊達市(原町区吹屋及び原町区盛岡村の区域に限る。)   |

※□印の箇所は、出荷制限の対象。



| 青森県            |                 | 出荷制限   |
|----------------|-----------------|--|
| 農産物            | キノコ類(野生のものに限る。) | <p>H24.10.28～：十和田市、南上市：(ナラタケを除く。)<br/>H24.10.28～H27.11.20解禁。十和田市(ナラタケに限る。)</p> <p>H24.10.29～：青森市：(ナラタケを除く。)<br/>H24.10.30～H27.11.20解禁。青森市(ナラタケに限る。)</p> <p>H25.1.1～H27.11.20解禁。静ヶ沢村(ナラタケに限る。)<br/>H25.1.26～H29.3.1解禁。南上市(ナラタケに限る。)</p>   |
| 水産物            | マダラ             | H24.8.27～H24.10.31解禁。<br>青森県通過尾崎灯台と北海道函館市恵山灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線と青森港手前界線の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
| 岩手県            |                 | 出荷制限   |
| タケノコ           |                 | <p>H24.8.31～：一関市、奥州市<br/>H24.8.31～：盛岡市、(下記の地域を除く。)<br/>H24.8.31～H27.12.1解禁。盛岡市(田代の地域を除く。)</p> <p>H25.3.30～H28.2.29解禁。盛岡市(田代仙町、田代庄内、旧高田町、旧高田町、旧小麦村、旧竹野村及び旧米郷村の区域に限る。)</p>   |
| 原木クリタケ(露地栽培)   |                 | <p>H24.11.2～：一関市、奥州市<br/>H24.11.2～H27.1.10～解禁。盛岡市(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.20～H27.1.10～解禁。大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.24～H27.1.10～解禁。平泉町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.25～H28.1.25～解禁。金石町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.27～H27.1.10～解禁。北上市、山鹿町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.27～H27.1.17～解禁。北上市(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.5.10～H27.7.17～解禁。角ヶ崎町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H25.1.10～H25.4.8解禁。伊藤町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)</p> |
| 原木シイタケ(露地栽培)   |                 | <p>H24.4.31～：一関市、奥州市<br/>H24.4.31～H27.1.10～解禁。盛岡市(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.24～H27.1.10～解禁。大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.25～H27.1.10～解禁。平泉町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.27～H27.1.10～解禁。金石町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.27～H27.1.17～解禁。北上市(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.5.10～H27.7.17～解禁。角ヶ崎町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H25.1.10～H25.4.8解禁。伊藤町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)</p>   |
| 原木ナメコ(露地栽培)    |                 | <p>H24.4.31～：一関市、奥州市<br/>H24.4.31～H27.1.10～解禁。盛岡市(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木ナメコ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.11～：一関市、高照町<br/>H24.4.11～H27.1.10～解禁。高照町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木ナメコ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.13～H27.1.10～解禁。北上市、大船渡市<br/>H24.4.13～H27.1.10～解禁。大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木ナメコ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.15～H27.1.10～解禁。金石町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木ナメコ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.16～H27.1.10～解禁。北上市<br/>H24.4.16～H27.1.10～解禁。大船渡市<br/>H24.4.17～H27.1.10～解禁。伊藤町<br/>H24.4.18～H27.1.10～解禁。伊藤町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木ナメコ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)</p>   |
| 野菜類            | キノコ類(野生のものに限る。) | <p>H24.4.31～：一関市、奥州市<br/>H24.4.31～H27.1.10～解禁。盛岡市(ただし、県の定める管理計画に基づき整備されるキノコ類(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.24～H27.1.10～解禁。大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき整備されるキノコ類(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.25～H27.1.10～解禁。平泉町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備されるキノコ類(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.27～H27.1.10～解禁。金石町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備されるキノコ類(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.27～H27.1.17～解禁。北上市(ただし、県の定める管理計画に基づき整備されるキノコ類(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.5.10～H27.7.17～解禁。角ヶ崎町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備されるキノコ類(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H25.1.10～H25.4.8解禁。伊藤町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備されるキノコ類(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)</p>   |
| コシアブラ          |                 | <p>H24.4.31～：一関市、奥州市<br/>H24.4.31～H27.1.10～解禁。盛岡市(ただし、県の定める管理計画に基づき整備されるコシアブラ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.13～H27.1.10～解禁。北上市<br/>H24.4.13～H27.1.10～解禁。大船渡市<br/>H24.4.17～H27.1.10～解禁。伊藤町<br/>H24.4.18～H27.1.10～解禁。伊藤町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備されるコシアブラ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)</p>   |
| セリ(野生のものに限る。)  |                 | <p>H24.5.30～H27.12.1解禁。一関市</p>   |
| ゼンマイ           |                 | <p>H24.8.31～：一関市、奥州市<br/>H24.8.31～H27.1.10～解禁。盛岡市(ただし、県の定める管理計画に基づき整備されるゼンマイ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)</p>   |
| ワラビ(野生のものに限る。) |                 | <p>H24.8.31～：一関市、奥州市<br/>H24.8.31～H27.1.10～解禁。盛岡市(ただし、県の定める管理計画に基づき整備されるワラビ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)</p>  |
| 越後             | 大豆              | H25.1.4～H25.2.4～一部解禁。<br>H25.1.4～H25.2.4～一部解禁。一関市(旧深水町の区域に限る。)   |
| 穀類             | ソバ              | <p>H24.11.13～H26.6.11解禁。盛岡市(田代木村の区域に限る。)、一関市(田代大前町の区域に限る。)<br/>H24.11.13～H26.6.11解禁。盛岡市(田代木村の区域に限る。)、一関市(田代大前町の区域に限る。)</p>   |
| ズキ             |                 | <p>H24.10.25～H27.1.20解禁。最大高潮時海岸線上宮城県島根県の正東の線、我が国固徳他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p>  |
| マダラ            |                 | <p>H24.5.2～H25.1.17解禁。最大高潮時海岸線上宮城県島根県の正東の線、我が国固徳他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p>  |
| ヒラメ            |                 | <p>H25.6.4～H26.1.29解禁。最大高潮時海岸線上宮城県島根県の正東の線、我が国固徳他的經濟水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p>   |
| 水産物            | イワシ(繁殖を除く。)     | <p>H24.8.27～：鶴巣川(水産を含む。)<br/>H24.8.27～H27.3.0解禁。磐井川(支流を含む。)</p>  |
|                | ウダイ             | <p>H24.5.11～H27.3.19解禁。岩手県内の川のうち四百四十ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石瀬ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、入畠ダムの上流、石瀬ダムの上流、豊沢ダムの上流)、(支流を含む。)、(支流を含む。)</p>  |
| 肉              | 牛の肉             | <p>H23.8.1～H28.8.25～解禁。金城(県の定める出荷・販売方針に基づき整備される牛の肉を除く。)<br/>H24.8.10～金城</p>  |
|                | 豚の肉             | <p>H24.8.10～金城</p>   |
|                | シカの肉            | <p>H24.8.10～金城</p>   |
|                | ヤマドリの肉          | <p>H24.10.22～金城</p>  |
| 宮城県            |                 | 出荷制限   |
| タケノコ           |                 | <p>H24.5.1～H27.4.24解禁。白石市<br/>H24.5.1～：大崎町(下記の区域を除く。)<br/>H24.5.1～H27.4.17解禁。阿武隈町(田代の区域に限る。)<br/>H24.5.1～H27.4.17解禁。丸森町(田代木村の区域に限る。)<br/>H24.5.1～H27.4.24解禁。丸森町(田代木村の区域に限る。)<br/>H24.5.2～H27.4.24解禁。栗原町(下記の区域を除く。)<br/>H24.5.2～H27.4.24解禁。名取市(日本本州の区域に限る。)</p>   |
| 原木シイタケ(露地栽培)   |                 | <p>H24.4.11～H27.7.22～解禁。大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.11～H27.7.17～解禁。三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.12～H27.8.12～解禁。栗原町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.13～H27.8.11～解禁。加美町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.17～H27.8.11～解禁。加美町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.18～H27.8.11～解禁。大崎町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)</p>  |
| 野菜類            |                 | <p>H24.4.19～H27.8.10～解禁。名取市<br/>H24.4.20～H27.8.10～解禁。大崎町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.25～H27.8.22～解禁。栗原町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.27～H27.8.22～解禁。栗原町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.27～H27.8.11～解禁。加美町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.27～H27.8.11～解禁。加美町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br/>H24.4.28～H27.8.10～解禁。七ヶ宿町</p>  |
| クサソテツ(二ごみ)     |                 | <p>H24.4.27～H27.8.25～解禁。鶴巣川(ただし、県の定める管理計画に基づき整備されるクサソテツ(二ごみ)を除く。)<br/>H24.4.27～H27.8.25～解禁。大崎町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備されるクサソテツ(二ごみ)を除く。)<br/>H24.4.27～H27.8.22～解禁。川崎町(ただし、県の定める管理計画に基づき整備されるクサソテツ(二ごみ)を除く。)<br/>H24.5.2～H27.25解禁。加美町</p>   |
| コシアブラ          |                 | <p>H24.4.27～：金成町</p>   |
| ゼンマイ           |                 | <p>H24.4.27～：金成町</p>   |
| タラモ(野生のものに限る。) |                 | <p>H24.4.27～：金成町</p>   |
| 稚鮭             | 大豆              | H25.1.4～H25.3.15～一部解禁。栗原市(田代木村の区域に限る。)<br>H25.1.4～H25.1.19解禁。栗原市(田代木村の区域に限る。)  |
| 穀類             | ソバ              | H24.11.16～H26.11.16解禁。栗原市(田代木村の区域に限る。)   |
| クロダイ           |                 | <p>H24.4.28～：宮城県帶広帯河原川(田代上から正東の線)、我が国固徳他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県の正東の線、宮城県帶広帯河原川(田代上から正東の線)及び宮城県帶広帯河原川(田代上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた範囲)</p>   |
| スズキ            |                 | <p>H24.4.12～H27.11.20解禁。宮城県帶広帯河原川(田代上から正東の線)、我が国固徳他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県の正東の線、宮城県帶広帯河原川(田代上から正東の線)及び宮城県帶広帯河原川(田代上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた範囲)</p>  |
| ヒラメ            |                 | <p>H24.10.25～H27.11.20解禁。宮城県帶広帯河原川(田代上から正東の線)、我が国固徳他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県の正東の線、宮城県帶広帯河原川(田代上から正東の線)及び宮城県帶広帯河原川(田代上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた範囲)</p>   |
| 水産物            | マダラ             | <p>H24.5.30～H25.4.1解禁。宮城県帶広帯河原川(田代上から正東の線)、我が国固徳他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県の正東の線、宮城県帶広帯河原川(田代上から正東の線)及び宮城県帶広帯河原川(田代上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた範囲)</p>  |
|                | ヒガングフ           | <p>H24.5.3～H25.2.18解禁。宮城県帶広帯河原川(田代上から正東の線)、我が国固徳他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県の正東の線、宮城県帶広帯河原川(田代上から正東の線)及び宮城県帶広帯河原川(田代上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた範囲)</p>  |
|                | アユ(美袖を除く。)      | <p>H24.8.27～H25.1.25解禁。宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、白神坂より上流の白石川(支流を含む。)<br/>H25.2.27～H25.2.27解禁。宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、白神坂より上流の五峰谷川(支流を含む。)のうち、五峰谷川、内川の合流地点より上流及び雄子尾川の合流地点より上流</p>   |
|                | ヤマメ(繁殖を除く。)     | <p>H24.4.20～H27.3.0解禁。宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、七ヶ宿ダムの上流を除く。(ただし、下流の支流を除く。)<br/>H24.5.14～H25.1.17解禁。マダラ。(1年の生長量が1.2kg程度のものに限る。)<br/>H24.5.2～H25.1.17解禁。マダラ。(1年の生長量が1.2kg程度のものに限る。)</p>  |
|                | イワシ(繁殖を除く。)     | <p>H24.5.14～H25.1.17解禁。金城(支流を含む。)<br/>H24.5.2～H25.1.17解禁。三道川(うち勝浦ダムの上流(支流を含む。)及び勝浦川のうち勝浦ダムの上流(支流を含む。))<br/>H24.5.2～H25.1.17解禁。阿武隈川(支流を含む。)及び阿武隈川のうち阿武隈ダムの上流(支流を含む。)</p>  |
|                | ウダイ             | <p>H24.5.2～H25.1.17解禁。金城(支流を含む。)<br/>H24.5.2～H25.1.17解禁。宮城県の北の川(支流を含む。)</p>  |
| 肉              | 牛の肉             | H22.7.29～H22.8.11～解禁。金城(支流を含む。)、(支流を含む。)、(支流を含む。)  |
|                | インジの肉           | H24.5.2～H25.1.17解禁。金城(支流を含む。)  |
|                | クマの肉            | H24.5.2～H25.1.17解禁。金城(支流を含む。)  |

※の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成29年5月23日現在

\* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

| 都木県  |  | 出荷制限  |
|------|--|---|
| 水産物  | ヤマメ(養殖を除く。)                              | H24.8.10~H25.1.23解禁：都木県内の波良瀬川のうち光市足尾町内の区間(支流を含む)、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)   |
|      | イワシ(養殖を除く。)                              | H24.8.20~H25.1.17解禁：都木県内の波良瀬川のうち光市足尾町内の区間(支流を含む。)   |
|      |  | H25.8.30~H27.2.23解禁：都木県内の波良瀬川のうち光市足尾町内の区間(支流を含む。)   |
|      | ウグイ(養殖を除く。)                              | H24.5.7~H24.9.28解禁：大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)   |
| 肉    | 牛の肉                                      | H23.8.2~H23.8.25~前解禁：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛の除く。)   |
|      | イソシの肉                                    | H23.8.2~H23.8.25~前解禁：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシの肉を除く。)   |
|      | シカの肉                                     | H23.8.7~H24.6.1解禁：都木市   |
| その他  | 茶  | H23.8.2~H23.5.26解禁：大田原市   |
|      |  | H23.8.2~H25.3.31解禁：鹿沼市  |
| 群馬県  |  | 出荷制限  |
| 農産物  | ホウズン(ワ)                                  | H23.3.21~4.8解禁：全境   |
|      | カキナ                                      | H23.3.21~4.8解禁：全境   |
|      | キノコ類(野生のものに限る。)                          | H24.8.2~H24.9.28解禁：高崎市、高岡町、館林市<br>H24.10.10~H24.10.16解禁：高崎市<br>H24.10.16~H24.10.22解禁：高崎市<br>H24.11.1~H24.11.10解禁：高崎市<br>H24.11.17~H24.12.7解禁：高崎市(支流を含む。)  |
|      | ヤマメ(養殖を除く。)                              | H24.4.27~H24.11.9解禁：渕根川(支流を含む。)   |
|      | イワナ(養殖を除く。)                              | H24.4.27~H25.2.25解禁：小中川(支流を含む。)、及び桃ノ木川(支流を含む。)  |
|      |  | H24.6.8~H24.11.9解禁：白川のうち川郷の上流(支流を含む。)   |
| 水産物  | イソシの肉                                    | H24.10.10~H24.10.16解禁：全境  |
|      | シカの肉                                     | H24.11.1~H24.11.10解禁：全境   |
|      | ヤマトリの肉                                   | H23.12.9~H24.1.29解禁：全境  |
| その他  | 茶  | H23.8.30~H24.2.28解禁：白井市   |
|      |  | H23.8.30~H25.6.28解禁：渕沼市   |
| 埼玉県  |  | 出荷制限  |
| 農産物  | キノコ類(野生のものに限る。)                          | H24.10.18~H24.11.20解禁：飯能市、皆野町<br>H24.10.28~H24.11.20解禁：入間市<br>H24.11.5~H24.11.20解禁：越谷市  |
| 千葉県  |  | 出荷制限  |
|      |  |   |
| 農産物  | ホウズン(ワ)                                  | H23.4.4~4.22解禁：旭市、香取市、多古町   |
|      | シムラク、シムラクサイ、サンデュ                         | H23.4.4~4.22解禁：旭市   |
|      | ハゼリ                                      | H23.4.4~4.22解禁：旭市   |
|      | セルリー                                     | H24.4.5~H25.10.23解禁：市原市、木更津市  |
|      | タケノコ                                     | H24.4.8~H28.1.14解禁：夷隅町<br>H24.4.8~H28.2.1解禁：我孫子市<br>H24.4.11~H25.1.22解禁：柏市、白井市<br>H24.4.11~H25.10.23解禁：八千代市<br>H24.4.12~H25.10.23解禁：船橋市<br>H24.4.18~H25.10.23解禁：芝山町   |
|      | 原木シタケ(露地栽培)                              | H23.10.1~H24.1.14解禁：君津市<br>H23.10.1~H26.10.14~前解禁：君津市(ただし、県の定める普通計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br>H23.11.5~H24.1.14~前解禁：坂山町<br>H23.12.22~H26.10.14~前解禁：佐倉市<br>H24.2.23~H26.1.25~前解禁：印西市(ただし、県の定める普通計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br>H24.4.10~H25.1.25~前解禁：印西市   |
|      | 原木シタケ(施設栽培)                              | H24.4.18~H25.1.25~前解禁：君津市<br>H24.4.18~H25.1.25~前解禁：坂山町<br>H24.4.18~H25.1.25~前解禁：佐倉市<br>H24.4.18~H25.1.25~前解禁：印西市(ただし、県の定める普通計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)<br>H24.4.18~H25.1.25~前解禁：印西市(ただし、県の定める普通計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)   |
|      | ギンナ                                      | H24.7.8~H25.3.28解禁：鴨見沢及び牛久瀬川に流入する川河川(支流を含む。)、平賀川(支流を含む。)  |
|      | コイ                                       | H24.7.8~H25.3.28解禁：平賀川及び牛久瀬川に流入する川河川(支流を含む。)、平賀川(支流を含む。)  |
|      | ワナギ                                      | H26.11.12~H27.1.2~前解禁：千葉県の利根川のうち利根大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛用水槽場及び印旛海水門の上流、両總用水等一様水槽場の下流、八街川、佐田堀並びに牛田瀬川を除く。)  |
| その他  | 肉  | H24.11.8~H25.1.18~前解禁：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシの肉を除く。)  |
|      | 茶  | H23.8.2~H24.2.9解禁：山武市<br>H23.8.2~H24.2.12解禁：大網白里町<br>H23.8.2~H24.2.21解禁：勝浦市<br>H23.8.2~H24.2.25解禁：八街川<br>H23.8.2~H24.2.28解禁：野田市、富津市、山武市<br>H23.8.2~H25.3.19解禁：成田市   |
| 神奈川県 |  | 出荷制限  |
| その他  | 茶  | H23.8.2~H29.8解禁：南足柄市<br>H23.8.2~H29.8解禁：伊勢原市<br>H23.8.2~H29.8解禁：山北町<br>H23.8.2~H29.8解禁：愛川町、清川町<br>H23.8.2~H29.8解禁：大庭町<br>H23.8.2~H29.8解禁：伊豆原町<br>H23.8.2~H29.8解禁：真鶴町<br>H23.8.2~H24.10.19解禁：湯河原町  |
| 新潟県  |  | 出荷制限  |
| 肉    | H24.11.5~H24.11.6~前解禁：金城(佐渡市直下(福島村を除く。)) |   |
| 山形県  |  | 出荷制限  |
| 農産物  | キノコ類(野生のものに限る。)                          | H24.10.26~H25.1.26~前解禁：喜多方市、羽衣町、朝日町、鶴岡市   |
|      |  | H24.10.26~H25.1.26~前解禁：喜多方市、羽衣町、朝日町、鶴岡市   |
| 長野県  |  | 出荷制限  |
| 農産物  | キノコ類(野生のものに限る。)                          | H24.10.26~H25.1.26~前解禁：飯井興野、無岳温泉<br>H24.10.26~H25.1.26~前解禁：小諸市、南佐久、南箕輪、北佐久、北箕輪<br>H24.11.1~H25.1.26~前解禁：小諸市、南佐久、南箕輪、北佐久、北箕輪<br>H24.10.11~H25.1.26~前解禁：佐久市(マツカケ川流域。)<br>H24.10.11~H25.1.26~前解禁：佐久市(マツカケ川流域。)<br>H25.1.10~H25.1.26~前解禁：小諸市(マツカケ川流域。)<br>H25.1.10~H25.1.26~前解禁：小諸市(マツカケ川流域。)<br>H25.10.21~H25.11.20解禁：佐久市(マツカケ川流域。)<br>H25.10.21~H25.11.20解禁：佐久市(マツカケ川流域。) |
|      | コシアブラ                                    | H26.8.3~H26.8.4~前解禁：長野市、御代田町<br>H26.8.3~H26.8.4~前解禁：中野市、御代田町<br>H27.8.3~H27.8.4~前解禁：木原平野  |
| 静岡県  |  | 出荷制限  |
| 農産物  | キノコ類(野生のものに限る。)                          | H24.11.5~H24.11.6~前解禁：御殿場市、小山町<br>H26.10.3~H26.10.4~前解禁：富士吉市、富士市<br>H26.10.7~H26.10.8~前解禁：裾野市   |

※ ( )の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成29年5月23日現在

| 福島県                     | 摂取制限   |
|-------------------------|--|
| <b>H23.3.23～下記の地域以外</b> |  |
|                         | H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村   |
|                         | H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村  |
|                         | H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）   |
|                         | H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村   |
| 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)   | H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村   |
|                         | H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）   |
|                         | H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）   |
|                         | H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）   |
|                         | 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）  |
|                         | H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）                             |
| <b>H23.3.23～下記の地域以外</b> |  |
|                         | H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村  |
|                         | H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村  |
|                         | H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村  |
|                         | H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） |
|                         | H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）                             |
| 結球性葉菜類(キャベツ等)           | H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）  |
|                         | H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）   |
|                         | H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）   |
|                         | 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）  |
|                         | H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）                             |
| <b>H23.3.23～下記の地域以外</b> |  |
|                         | H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村   |
|                         | H23.3.23～5.4解除：いわき市  |
|                         | H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村  |
|                         | H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、柏葉町、只見町   |
|                         | 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村                             |
|                         | H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）  |
|                         | H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）   |
|                         | H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）   |
|                         | 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）  |
|                         | H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）                             |
| 野菜                      | H23.3.23～H29.3.14解除：原木シイタケ(露地)   |
|                         | H23.4.13～：飯館村  |
|                         | H23.8.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)   |
| キノコ類(野生のものに限る。)         | H23.9.15～：いわき市、棚倉町   |
|                         | H23.9.20～：南相馬市   |
| 水産物                     | イカナゴの稚魚<br>ヤマメ(養殖を除く。)   |
|                         | H23.4.20～H24.6.22解除：全域<br>H24.3.29～：新田川(支流を含む。)  |
| 肉                       | イノシシの肉   |
|                         | H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村<br>H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村  |

※□の箇所は摂取制限の対象